

●香川県告示第59号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和8年3月17日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生予察のため
- 2 実施する区域
香川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏牛
- 4 実施の期日
令和8年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- 5 検査の方法
血清学的検査及び臨床検査